

「令和6年度誘致企業の人財確保のための企業PR支援業務」 仕様書

1 委託業務

令和6年度誘致企業の人財確保のための企業PR支援業務

2 目的

企業の事業拡大への動きが強まっている一方、有効求人倍率が上昇しており、誘致企業における人財確保が困難になってきていることから、新卒採用等を検討している誘致企業の技術力や雇用等に関する情報を掲載するガイドブックを作成するとともに、誘致企業の特徴や魅力を伝えるPR動画を制作することによって、誘致企業の認知度向上及び人財確保を支援する。

3 ターゲット

県内の高校生、大学生及び中途採用希望者等

4 業務内容

(1) 青森県誘致企業ガイドブック作成

① 以下仕様を満たすガイドブックを作成すること。

ア 名称 「青森県誘致企業ガイドブック」

イ 作成部数 2,000部

ウ ページ数 60頁程度（次の内容を含む）

○表面表紙 ○目次 ○企業紹介ページ ○裏面表紙

エ 規格 A4判、フルカラー

用紙 コート紙（連量70kg程度）

表紙 コート紙（連量135kg程度）

② 本ガイドブックの作成は、これから就職活動を行う県内工業高校生とその保護者等に対して、県内誘致企業の技術力、将来のビジョン、トップからのメッセージ及び昨今の就職活動の状況等に関する情報を掲載したガイドブックを提供することによって、誘致企業の認知度の向上及び雇用の確保に寄与することを目的としており、掲載する内容やデザインについては、県内工業高校生等が就職先を選ぶ際に参考となるようなものとし、さらに保護者が、就職活動について子に適切に助言し、なおかつ県内誘致企業への就職を後押しできるようなものとする。

③ 掲載企業（IT・コンタクトセンター関連業種は除く。60社程度）の募集は県が行い、応募の際に提出された掲載情報等を受注者へ提供するが、取材日の決定等、掲載企業との連絡調整は受注者が行った上で取材し、原稿を作成すること。なお、取材内容は県と調整の上、決定すること。

④ ガイドブック中に、青森県誘致企業PR動画制作（後述）において作成した動画及び当該課が運用するSNSへアクセスするための二次元コードを掲載すること。

⑤ ガイドブックの完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

(2) 青森県誘致企業PR動画制作

- ① 以下仕様を満たす企業PR動画を制作すること。
 - ア 制作企業数 7社程度
 - イ 動画の規格 完成した動画はSNSに掲載することを想定しているため、再生時間は1社あたり60秒以内、画面縦横比は9：16とする。
- ② 本PR動画の制作は、**誘致企業の特徴や魅力を伝えるPR動画を発信することによって、誘致企業の認知度向上及び雇用の確保に寄与すること**を目的としており、内容や構成については、誘致企業のアピールポイントを的確かつ端的に紹介し、視聴者の興味を惹き、求人への応募の動機付けになるようなものとする。
- ③ 撮影した映像の加工、編集並びに音楽・音声、ナレーション及びテロップの挿入等の編集作業を行うこと。
- ④ 制作企業の募集は県が行い、企業情報等を受注者へ提供するが、取材日の決定等、制作企業との連絡調整は受注者が行った上で取材し、動画を撮影・制作すること。なお、取材内容は県と調整の上、決定すること。
- ⑤ 制作にあたり必要となる出演者、協力者及び撮影地への交渉・許可等を行うこと。
- ⑥ 動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。
- ⑦ 本PR動画の再生回数やアクセス数等について解析を行い、今後の運用について提案すること。

(3) 著作権

- ① 成果品に対する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。（成果品は県が実施する各種事業等に随時使用するほか、複製のために長さを調整するなどの再編集や、他からの依頼で、部分的に素材として提供するなど、県等による成果品の二次利用を無償で可とすること。）
- ② 成果品は、映像、画像及びBGM等の権利関係を済ませた上で納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、県等は責任を負わない。

(4) スケジュールの作成

上記業務を実施するにあたり、全体のスケジュール及び業務工程表を作成すること。

(5) 業務実績報告書の作成

- ① 成果品
 - ・業務実施結果報告書
書面1部及び報告書の記載内容を保存した電子媒体
 - ・青森県誘致企業ガイドブック
製本したガイドブック2,000部及びガイドブックの内容を保存した電子媒体
また、ガイドブック全体を電子化したデータのほかに、掲載した企業別に電子化したデータを納品すること。
 - ・青森県誘致企業PR動画
制作した動画を企業別に保存したDVDディスク

- ② 納入場所
青森県経済産業部企業立地・創出課

5 委託期間

委託契約締結の日から令和6年11月29日（金）まで

6 その他留意事項

受注者は、本受託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本受託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故若しくは大幅な遅延等の本受託事業の遂行に支障が生じた場合、又は生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに県に報告し、指示を受けること。
- (3) 本仕様にて定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、県と受注者が協議の上、県の指示に従って業務を行うものとする。